

久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 5 日

久御山町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、久御山町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、平成 35 年を目標として定め、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	耕地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成 30 年 3 月)	486 ha	1.72 ha	0.35 %
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	486 ha	0 ha	0 %
目標 (平成 35 年 3 月)	486 ha	0 ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 利用状況調査及び利用意向調査の効率的かつ効果的な実施方法を協議検討し、調査漏れのないよう実施していくとともに、利用意向調査の回収率向上に努めていく。
- 利用状況調査や日頃の農地パトロール等で発見した遊休農地については、農業委員及び推進委員による初期口頭指導や事務局の文書指導等により改善を促していく。
- 所有者等から遊休農地についての相談があった場合は早急に対処することとし、担い手へのあっせんや遊休農地解消に対する交付金等の活用を検討するなど、農地の有効利用に積極的に取り組む。
- 遊休農地になる前に担い手が借り受けできるよう、広報活動により農地移動適正化あっせん事業や利用権設定等の制度の周知を図る。
- 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成30年3月)	486 ha	130.68 ha	26.89 %
3年後の目標 (平成33年3月)	486 ha	158 ha	32.51 %
目標 (平成35年3月)	486 ha	176 ha	36.21 %

※ 町農業経営基盤強化促進基本構想において集積面積の平成35年目標を176haと定めている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農業委員会として、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「京力農場プラン（人・農地

プラン)」の作成と見直しに主体的に取り組む。

- 農地移動適正化あっせん事業の周知を図るとともに、農業委員及び推進委員による貸付け意向のある農地の掘り起こしを行い、担い手への農地の集積を図っていく。
- 小作権の発生しない利用権設定の周知を図るとともに、法律の保護がない「ヤミ小作」の解消に努める。
- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て府知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

- 既存経営体の規模拡大意向を踏まえ、新規参入の目標設定は行わない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 京都府、京都府農業会議、京都府農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談業務を行う。